

(証券コード1929)
平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区銀座八丁目14番14号
日 特 建 設 株 式 会 社
代表取締役社長 中 森 保

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
平和東日本橋ビル6階

※(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 株主総会の目的である事項

報 告 事 項

1. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.nittoc.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当該「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役が監査報告を作成するに際して、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ (<http://www.nittoc.co.jp>) にて、修正後の内容を開示いたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分につきましては、企業体質の強化や内部留保の充実による経営基盤の強化を図りながら株主の皆様への安定的な利益還元に努め、当期の業績や経営環境などを勘案して決定することを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円

総額383,133,987円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第34条第2項および第43条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第34条第2項の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第34条① (条文省略)</p> <p>② 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第43条① (条文省略)</p> <p>② 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第34条 ① (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第43条 ① (現行どおり)</p> <p>② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役8名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
1	なかもり たもつ 中 森 保 (昭和23年12月5日生)	昭和47年4月 当社入社 平成3年4月 当社北陸支店営業部長 平成10年4月 当社長野支店長 平成12年4月 当社北陸支店長 平成14年6月 当社取締役北陸支店長 平成15年10月 当社取締役東京支店長 平成17年4月 当社取締役施工本部長 平成17年6月 当社常務取締役施工本部長 平成18年4月 当社常務取締役事業本部長 平成19年6月 当社代表取締役社長（現任）	17,235株
2	ながい のりひさ 永 井 典 久 (昭和27年9月4日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社営業本部営業部長 平成18年4月 当社技術本部技術営業グループ部長 平成20年4月 当社技術本部副本部長 平成20年7月 当社執行役員技術本部副本部長 平成21年4月 当社執行役員技術本部長 平成21年6月 当社常務執行役員技術本部長 平成23年4月 当社常務執行役員東北支店長 平成26年4月 当社常務執行役員事業本部長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長（現任）	9,906株
3	おくみや やすのぶ 屋 宮 康 信 (昭和33年9月24日生)	昭和56年4月 当社入社 平成14年4月 当社大阪支店工事部長 平成17年4月 当社大阪支店次長 平成18年4月 当社事業本部事業管理部長 平成19年4月 当社事業本部副本部長 平成19年7月 当社執行役員事業本部副本部長 平成20年6月 当社取締役経営企画室担当 平成20年7月 当社取締役経営企画室担当兼内部統制推進室担当 平成21年6月 当社取締役常務執行役員経営企画室担当兼内部統制推進室担当 平成23年4月 当社取締役常務執行役員事業本部長 平成24年6月 当社取締役専務執行役員事業本部長 平成26年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長（現任）	21,022株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
4	さこだ あきら 迫田 朗 (昭和32年1月6日生)	昭和56年4月 当社入社 平成11年12月 当社事務管理本部企画室長 平成12年4月 当社社長室長 平成17年7月 当社執行役員管理本部総務部長 平成18年4月 当社執行役員東京支店副支店長兼事務管理部長 平成21年4月 当社執行役員管理本部副本部長 平成21年6月 当社常務執行役員管理本部副本部長 平成24年4月 当社常務執行役員管理本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 (現任)	7,597株
5	あんだ すみてる 按田 純輝 (昭和25年8月3日生)	昭和46年4月 当社入社 平成6年4月 当社北陸支店営業部長 平成10年4月 当社北陸支店次長兼営業部長 平成14年4月 当社北陸支店副支店長 平成15年10月 当社北陸支店長 平成16年4月 当社執行役員北陸支店長 平成20年7月 当社上席執行役員北陸支店長 平成21年4月 当社上席執行役員東京支店長 平成21年6月 当社常務執行役員東京支店長 平成26年4月 当社常務執行役員安全環境品質本部長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員安全環境品質本部長 (現任)	7,658株
6	やまだ ひろし 山田 浩 (昭和32年9月25日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年4月 当社技術本部法面部長 平成16年8月 当社札幌支店次長兼技術部長 平成18年4月 当社札幌支店事業部技術部長 平成20年4月 当社技術本部副本部長 平成20年7月 当社執行役員技術本部副本部長 平成21年6月 緑興産株式会社取締役 (現任) 平成24年6月 当社常務執行役員技術本部副本部長 平成26年4月 当社常務執行役員技術本部長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員技術本部長 (現任)	4,485株
		(重要な兼職の状況) 緑興産株式会社 取締役	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
7	みずかわ さとし 水川 聡 (昭和54年11月29日生)	平成16年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成23年7月 二重橋法律事務所 平成24年1月 同事務所パートナー（現任） 平成25年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 二重橋法律事務所 パートナー	0株
8	あ そう いわお 麻生 巖 (昭和49年7月17日生)	平成9年4月 株式会社日本長期信用銀行（現、株式会社新生銀行）入行 平成12年6月 麻生セメント株式会社（現、株式会社麻生）監査役 平成13年6月 同社取締役 平成13年8月 麻生セメント株式会社取締役（現任） 平成17年12月 株式会社ドワンゴ（現、株式会社KADOKAWA・DWANGO）社外取締役（現任） 平成18年6月 株式会社麻生代表取締役専務取締役 平成20年10月 同社代表取締役副社長 平成22年6月 同社代表取締役社長（現任） 平成26年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社麻生 代表取締役社長 麻生セメント株式会社 取締役 株式会社KADOKAWA・DWANGO 社外取締役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 水川 聡、麻生 巖の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 本総会において水川 聡氏の再任が承認された場合には、同氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 水川 聡氏は、二重橋法律事務所の弁護士であり、当社は、同事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しておりますが、法律顧問としての役務は当該他の弁護士から提供を受けております。
5. 麻生 巖氏は、当社の筆頭株主である株式会社エーエヌホールディングスの完全親会社である株式会社麻生の代表取締役社長であります。
6. 社外取締役候補者選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
- ①水川 聡氏は弁護士として培われた企業法務に関する専門的な知識と経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ②麻生 巖氏は経営者としての豊富な経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
7. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ①水川 聡氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- ②麻生 巖氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

8. 社外取締役候補者との責任限定契約について
 当社は、水川 聡および麻生 巖の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本総会において両氏の再任が承認された場合、両氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件としその任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する 当社株式数
まなべ ともひこ 真 鍋 朝 彦 (昭和38年10月3日生)	平成3年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成9年4月 公認会計士登録 平成19年5月 新日本有限責任監査法人 社員就任 平成22年7月 税理士法人高野総合会計事務所 社員就任(現任) 平成27年5月 フロイント産業株式会社 社外取締役(現任) 平成27年6月 日本出版販売株式会社 社外監査役(就任予定) (重要な兼職の状況) 税理士法人高野総合会計事務所 社員	0株

- (注) 1. 候補者真鍋朝彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 ①候補者真鍋朝彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 ②社外監査役候補者選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
 真鍋朝彦氏は、公認会計士として培われた企業会計の専門知識と経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。
 ③社外監査役との責任限定契約について
 当社では、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外監査役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、真鍋朝彦氏が、社外監査役に就任した場合は、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、積極的な財政出動と金融政策の継続により緩やかな回復基調で推移しておりますが、消費税率の引き上げの影響や円安による物価上昇懸念により、個人消費などには抑制感も見られます。

建設業界におきましては、企業収益改善を背景に、民間設備投資は回復傾向にあり、公共建設投資については引き続き増加傾向にあります。

このような事業環境において当社グループは、中期経営計画〔StepⅢ〕(平成26年度～平成28年度)のもと、新生日特の成長への「挑戦」をテーマに、効率的な収益確保と将来の建設市場の変化を見据えた事業戦略・組織の構築を進めております。

その結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

① 受注高、売上高

受注高は、採算性を重視した営業活動を行った結果、前年並みの62,696百万円(前連結会計年度比2.7%増)、売上高は、前期繰越工事の施工進捗が順調に推移したため60,703百万円(前連結会計年度比6.0%増)となりました。

② 利益

中期経営計画〔StepⅢ〕の重要施策である人材確保・人材育成のための人事・給与制度の見直し等を実施したため、経費は増加しましたが、売上高の増加と利益率の改善により、営業利益は4,198百万円(前連結会計年度比38.3%増)、経常利益は3,905百万円(前連結会計年度比34.5%増)となりました。一方、東京支店等が移転したことによる明石町分室ビルの売却決定に伴い減損損失978百万円を計上したことから、当期純利益は、前年とほぼ同額の1,664百万円(前連結会計年度比0.0%増)となりました。

(2) 事業別の状況

事業別受注高・売上高・繰越工事高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越 工事高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次期繰越 工事高
建設 事業	基 礎	26,187	57,915	55,765	28,338
	土 木	2,545	4,305	4,468	2,381
	地質コンサルタント	107	351	344	114
そ の 他		—	125	125	—
計		28,840	62,696	60,703	30,834

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は358百万円であります。

このうち主なものは工所用機械の購入であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況

区 分	第 65 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第 66 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第 67 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第68期(当期) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	52,179	50,433	61,047	62,696
売 上 高 (百万円)	52,079	53,247	57,264	60,703
経 常 利 益 (百万円)	1,877	2,249	2,904	3,905
当 期 純 利 益 (百万円)	1,823	3,552	1,663	1,664
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	10.86	82.78	39.06	39.08
総 資 産 (百万円)	36,576	39,111	41,047	42,306
純 資 産 (百万円)	12,044	15,029	16,370	18,116
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	68.67	352.84	384.37	425.56

(注) 第66期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産につきましては、平成24年10月1日付で4株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

(10) 対処すべき課題

建設業界におきましては、民間設備投資については、企業収益の改善を背景に回復基調を継続しております。公共建設投資については、社会資本整備の更新、東日本大震災の復興需要等により、工事の発注が期待されますが、このところ増加傾向にあった公共事業費も平成27年度にやや減少となることや、公共建設投資発注量の地域格差の拡大などによる業績への影響も懸念されています。

このような事業環境の中で、当社グループは、内部統制（コンプライアンス、リスク管理）の強化、安全重視の経営、基礎工事の量の確保、収益性の維持、キャッシュ・フロー重視の経営を経営方針に掲げ、事業を進める所存であります。

また、当社グループは、斜面・のり面対策などの環境・防災技術、既設構造物の補修・補強などの維持補修技術、地盤改良・薬液注入・杭基礎などの都市再生技術に関して数多くの施工実績を積むとともに、その時代のニーズに対応した技術開発・改良を行ってまいりました。これらの技術と経験を活かし、今後も本分野でのシェア拡大を図ってまいります。

当社が保有する代表的な技術は次のとおりです。

① ジオファイバー工法

砂とポリエステル繊維を混合して吹き付ける、コンクリートを使用しない法面保護工です。砂質系現地発生土などリサイクル材料をはじめ、森林表土の利用や自然侵入による植生工も可能なことから、斜面の安定だけでなく、周辺環境との調和、生物多様性や生態系保全への対応、循環型社会の形成、コスト縮減など、さまざまな機能をあわせ持つ工法として3,000件以上の実績があります。

② ニューレスプ工法

老朽化した吹付法面を補修・補強する工法です。既設の老朽化法面をはつり取らずに、補強鉄筋工、せん断ボルト工、繊維補強モルタル工で補修・補強をするため、廃棄物の発生量が抑制されるとともに、作業の安全性の向上、工期の短縮を図ることができます。

③ キロ・フケール工法

最大1kmの長距離圧送が可能な高強度モルタル吹付工法です。チクソトロピー性を有する吹付材料を使用することにより長距離圧送が可能であるとともに、急結性が高いことから、あらゆる角度・形状への吹付が可能です。このため、施工位置までの距離が長い導水路トンネルや山間部の橋脚や法面の補修などに適用されています。

④ パフェグラウト工法

構造物や基礎地盤の空洞・空隙充填を行う工法です。充填材料は、水中不分離性と可塑性を備え、長距離圧送が可能であるため、ダム魚道下部や導水路背面の空洞充填などに適用され、構造物の長寿命化を実現します。

⑤ エキスパッカ-N工法

液状化防止・地盤強化を効率よく低コストで実現する地盤改良工法です。高速・広範囲に注入材を吐出する特殊な注入管によって、既設構築物に影響を与えることなくスピーディーに地盤を改良することが可能です。

⑥ 親杭パネル壁工法

環境に優しい景観性に優れた土留め式擁壁です。親杭とコンクリートパネルを一体化した壁体で、急峻地形の道路拡幅や路肩決壊の復旧などに適用されます。切土や残土の発生を少なくできることから、自然環境の保護や省力化が可能です。

⑦ 地盤改良用材料<MXグラウト>

超微粒子高炉スラグ微粉末を主材料とする、高強度かつ浸透性・耐久性に優れた地盤改良材料です。対象土質や注入工法に合わせて瞬結型、長結型の2種類の配合から選択できるため、ダムやトンネルにおける土砂・岩盤の止水や地盤強化、構造物基礎地盤の強化、液状化対策等、幅広い用途に対応可能です。

⑧ WinBLADE工法

地中で開閉可能な攪拌翼を使用した機械式地盤攪拌改良工法です。鉛直・斜め・水平方向の施工が可能であるため、既設構造物直下の改良にも適用できます。回転速度・フィード速度・ポンプ吐出量を自動制御するFRP制御システムの開発により、複雑な地層での固化材の攪拌混合のばらつきをなくし、品質の高い地盤改良体を造成します。

⑨ Licos (リコス)

地すべり対策や法面の安定などに適用するグラウンドアンカー工法の各種試験で、載荷・除荷の速度を自動制御するシステムです。油圧ジャッキの自動制御は日本初であり、遠隔操作による作業員の安全性向上や、測定データの連続取得によるアンカー健全度のより正確な診断が可能になります。

(11) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者として、平成23年10月25日国土交通大臣許可(特-23)第211号の更新許可をうけ、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。また、子会社は土木工事、緑化資材の販売および保険の代理業務を行っております。

(12) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所等

本店	東京都中央区銀座八丁目14番14号	
支店	札幌支店（札幌市厚別区）	名古屋支店（名古屋市中区）
	東北支店（仙台市太白区）	大阪支店（大阪市中央区）
	東京支店（東京都中央区）	広島支店（広島市中区）
	北陸支店（新潟市東区）	九州支店（福岡市博多区）

（注）平成26年12月15日に東京支店は東京都中央区明石町から東京都中央区東日本橋に移転いたしました。

② 重要な子会社の主要な営業所

緑興産株式会社	本店	東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
山口アースエンジニアリング株式会社	本店	山口県山口市平野二丁目3番13号
島根アースエンジニアリング株式会社	本店	島根県松江市東朝日町124番地1

（注）平成26年12月22日に緑興産株式会社は東京都中央区明石町から東京都中央区東日本橋に移転いたしました。

(13) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

区分	従業員数（前期末比増減）
男性	1,015名（20名増）
女性	159名（22名増）
計	1,174名（42名増）

（注）当連結会計年度より従業員数は、有期労働契約に基づく常用労働者331人を含めて記載しております。前期末比増減は、前連結会計年度の有期労働契約に基づく常用労働者を含めた従業員数からの増減を記載しております。

(14) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	474 ^{百万円}
三井住友信託銀行株式会社	369
株式会社三菱東京UFJ銀行	249
株式会社みずほ銀行	106

(15) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
緑興産株式会社	百万円 31	% 100	損害保険代理業 建設材料等販売業 土木工事業
山口アースエンジニアリング 株式会社	20	100	土木工事業
島根アースエンジニアリング 株式会社	10	100	土木工事業

- ③ 企業結合の経過
特に記載すべき事項はありません。
- ④ 企業結合の成果
「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年3月30日開催の取締役会において、株式会社エーエヌホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付けに関して、賛同する意見を表明すること、また、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式総数 43,919,291株（うち自己株式1,348,848株）
- ③ 株 主 数 8,925名（前期末比1,588名減）

(2) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
株 式 会 社 エ ー エ ヌ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	11,073	26.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,890	11.49
ケービーエル ヨーロピアンプライベートバンカーズオーディナリー アカウント107501	2,768	6.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,092	4.92
日 特 建 設 社 員 持 株 会	1,061	2.49
ゴールドマンサックスインターナショナル	614	1.44
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	550	1.29
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	500	1.18
C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	488	1.15
山 内 正 義	455	1.07

（注）当社は、自己株式1,348千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 森 保		
取締役	屋 宮 康 信	経営戦略本部長	
取締役	迫 田 朗	管理本部長	
*取締役	按 田 純 輝	安全環境品質本部長	
*取締役	永 井 典 久	事業本部長	
*取締役	山 田 浩	技術本部長	緑興産株式会社 取締役
取締役	水 川 聡	(社外取締役)	二重橋法律事務所 パートナー
*取締役	麻 生 巖	(社外取締役)	株式会社麻生 代表取締役社長 麻生セメント株式会社 取締役 株式会社KADOKAWA・DWANGO 社外取締役
常勤監査役	淀 谷 学		島根アースエンジニアリング株式会社 監査役 山口アースエンジニアリング株式会社 監査役
常勤監査役	作 本 幸 治	(社外監査役)	緑興産株式会社 監査役
監査役	滝 口 勝 昭	(社外監査役)	滝口勝昭公認会計士事務所 所長 オリエンタル白石株式会社 監査役 OSJBホールディングス株式会社 監査役

- (注) 1. *按田純輝、*永井典久、*山田 浩、*麻生 巖の4氏は、平成26年6月27日開催の第67期定時株主総会において取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 水川 聡、麻生 巖の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役 作本幸治、監査役 滝口勝昭の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役 作本幸治氏は、大手金融機関において、要職を歴任しており、財務および会計に相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役 滝口勝昭氏は、公認会計士として長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 常勤監査役 作本幸治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退 任 日	退任理由
取 締 役	荒 井 民 雄	技術本部長	平成26年6月27日	任期満了
取 締 役	三 橋 一 雄	直轄グラウト部長	平成26年6月27日	任期満了

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	名 10 (2)	百万円 117 (5)	(注)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	34 (18)	(注)

- (注) 1. 取締役の支給人員、支給額は、平成26年6月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記のほか社外役員が当社子会社から役員として受けた当事業年度の報酬額は270千円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第56期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第47期定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況
イ. 社外取締役の兼職の状況

氏 名	会 社 名	役 職 名
水 川 聡	二重橋法律事務所	パートナー
麻 生 巖	株式会社麻生 麻生セメント株式会社 株式会社KADOKAWA・DWANGO	代表取締役社長 取締役 社外取締役

- (注) 1. 水川 聡氏は、二重橋法律事務所の弁護士であり、当社は同事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しており、法律顧問としての役務は、当該他の弁護士から提供を受けておりますが、当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 麻生 巖氏は、株式会社麻生の代表取締役社長、麻生セメント株式会社の取締役および株式会社KADOKAWA・DWANGOの社外取締役を兼任しております。株式会社麻生は、当社の筆頭株主である株式会社エーエヌホールディングスの完全親会社であります当社との間に特別な利害関係はありません。また、麻生セメント株式会社および株式会社KADOKAWA・DWANGOと当社との間に特別な利害関係はありません。

ロ. 社外監査役の兼職の状況

氏 名	会 社 名	役 職 名
作 本 幸 治	緑興産株式会社	監査役
滝 口 勝 昭	オリエンタル白石株式会社 OSJBホールディングス株式会社	監査役 監査役

(注)1. 作本幸治氏は、緑興産株式会社の監査役を兼任しており、同社は、当社の子会社であります。

2. 滝口勝昭氏は、オリエンタル白石株式会社およびOSJBホールディングス株式会社の監査役を兼任しており、オリエンタル白石株式会社は、当社と同業であり又、OSJBホールディングス株式会社は、オリエンタル白石株式会社の持株会社であります。当社との間に特別な利害関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
取 締 役	水 川 聡	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%で、弁護士として培われた企業法務に関する専門的な知識、見地から議案審議等について発言を適宜行っております。
取 締 役	麻 生 巖	平成26年6月27日就任以来開催の取締役会の出席率は78%で、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から議案審議等について発言を適宜行っております。
常勤監査役	作 本 幸 治	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%、監査役会の出席率は100%で、財務および会計の専門的見地から議案審議等について発言を適宜行うとともに、他の監査役と密接に情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しております。
監 査 役	滝 口 勝 昭	当事業年度開催の取締役会の出席率は94%、監査役会の出席率は87%で、公認会計士としての専門的見地から議案審議等について発言を適宜行うとともに、他の監査役と密接に情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規程する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	百万円 38
②	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	39

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる理由がある場合には、監査役会において、監査役全員の同意に基づき解任する方針としております。

また、当社は、会計監査人の独立性および審査体制その他の職務の実施に関する体制等を勘案し、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任もしくは不再任の決定を行う方針であります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）を踏まえ、平成27年4月27日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議しました。取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

I. 内部統制システムについて

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念を実践するために得意分野である基礎工事に経営資源を集中し、社会ニーズである環境・防災技術の開発・改良を進めている。

◆経営理念

「基礎工事における総合技術力と効率的な経営で安全・安心な国土造りに貢献する会社」

◆経営ビジョン

「信頼される技術力に培われた、環境・防災工事を主力とした基礎工事のエキスパート」

また、当社では、社会から信頼と企業価値を高めるために、“内部統制（コンプライアンス、リスク管理）の強化”を、経営の最重要課題として取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を構築することが、経営の責務であり、取締役会で内部統制システムの基本方針を決議した。

2. 内部統制システム構築に関する基本方針

(1) 取締役、使用人の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ① 社外取締役を選任し、取締役の職務執行を取締役会で報告させることにより法令および定款適合性を監視する。
- ② 当社および当社子会社を対象とするコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制の規程を整備する。当社および当社子会社の全使用人に法令遵守の「誓約書」を提出させ、啓発活動を行う。
- ③ 代表取締役社長は、各部所および当社子会社にコンプライアンス推進責任者を配置して全使用人に法令、定款及び各種管理規則・規程の周知徹底及び遵守を図る。
- ④ 取締役会の下に、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社および当社子会社を対象としてコンプライアンスプログラムを定めるとともに、その進捗管理を行う。また、コンプライアンス委員会で協議・決定事項については取締役会へ報告する。
- ⑤ 独占禁止法および建設業法ならびに労働安全衛生法については、コンプライアンス委員会の下に小委員会を設置し、これら法令に関する当社および当社子会社における教育計画の作成および営業担当者、工事担当者を対象にした研修を定期的に行う。

- ⑥ 当社および当社子会社を対象として、法令違反や社内不正などの防止および早期発見を目的とした企業倫理ヘルプライン制度を設け、コンプライアンスに関する相談・通報・監視の補完を図る。その窓口には、社内のほか外部の弁護士を充てる。また、法令・規則規程違反や社内不正の事実が発生した場合は、賞罰委員会で審議し、その処分を代表取締役社長が決定する。
 - ⑦ 財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法および東京証券取引所規則との適合性を確保するため、代表取締役社長は経営戦略本部 内部統制部を指揮して整備および運用についての評価をするとともに、必要に応じて業務プロセスおよび規程の見直しを関係部所に指示する。また、財務報告に係る内部統制の評価報告書を取締役会に提出し報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
- ① 管理本部担当取締役は、当社および当社子会社の文書管理統括責任者として取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録・保存する等の管理を行う。
 - ② 重要な会社情報については、法令、東京証券取引所規則および社内規程等に従い、適時かつ適切に開示する。
 - ③ 情報セキュリティに係る体制については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
 - ④ 取締役および監査役は、当社および子会社取締役の職務執行に係る文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社および当社子会社の事業推進に伴う損失の危機（以下「リスク」という）の管理に関して、リスク管理規程に定める。
 - ② 当社および当社子会社の部所毎に統制すべきリスクを明確化してリスク管理プログラムにより統制活動を行う。
 - ③ 取締役会の下に代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社および当社子会社のリスク管理プログラムの進捗管理を行い、取締役会に報告する。
 - ④ 危機管理規程に基づき、当社および当社子会社の有事の際の迅速かつ適切な危機管理体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および当社子会社の取締役会は、取締役、使用人が共有する経営方針を定め、業務執行取締役はその経営方針に沿った各部所の目標と達成の方法を実行計画に定める。
- ② 当社および当社子会社の業務執行状況については、毎月開催する業務執行者会議・経営会議にて確認する。また、取締役会は、業務執行取締役より四半期ごとにその報告を受け、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、業務を遂行する体制を確保する。
- ③ 経営戦略本部は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
- ④ 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づいて経営戦略本部 関連事業部が、子会社の業務の内部統制を行う。
- ② 当社より当社子会社へ取締役を派遣し、子会社取締役の職務執行を監視し、子会社の取締役の職務執行状況を当社取締役会に報告させる。
- ③ 子会社のコンプライアンス、情報の保存・管理およびリスク管理については、当社の規則規程に基づいた運用を図る。また、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会は、子会社に進捗状況の報告を求め、必要に応じて助言・指導を行う。
- ④ 経営戦略本部 関連事業部は、子会社の関連する業務についてその適正および進捗状況について監視・監督を行い、当社会議等で報告をする。また、重要事項については、子会社で機関決定する前に経営戦略本部 関連事業部に報告を求め、必要に応じて当社取締役会での承認を求める。

- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置するものとし、配置に当たっての人事等については、監査役と協議の上決定するものとする。
 - ② 監査役の職務を補助する使用人への指揮命令権は監査役に属するものとし、監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役および所属部長の指揮命令を受けないものとする。
 - ③ 監査役を補助する使用人の異動、処遇（査定を含む。）、懲戒等の人事事項については、監査役と協議のうえ実施するものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役もしくは使用人、当社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役会に対し、法定の事項に加え、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす事項および企業倫理ヘルプラインへの通報情報をすみやかに報告する体制を整備する。
 - ② 上記通報、報告を行った事を理由に不利な取り扱いを受けない体制を整備し、経営戦略本部は、役職員に対する教育、研修の機会を通じて、周知を図る。
 - ③ 報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席する。
 - ② 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社および当社子会社の取締役または使用人にその説明を求める。
 - ③ 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人、監査部、子会社取締役とそれぞれ定期的に意見交換会を設定する。
 - ④ 監査役による監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算を措置する。
 - ⑤ 監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。
 - ⑥ 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用または債務を処理する。

(9) 内部統制における監視体制

- ① 内部統制システムの有効性を監視するため、取締役会は、直轄の内部監査組織として監査部を設置する。
- ② 取締役会は、当社および当社子会社の業務執行取締役・使用人の職務執行が法令および規則規程に適合し、有効に機能しているかを監査部に定期的に監査させて、その報告を受ける。
- ③ 取締役会は、代表取締役社長から、経営戦略本部 内部統制部が作成した財務報告に係る内部統制の評価報告書の提出を受ける。
- ④ 取締役会は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会からコンプライアンスプログラムの実行状況等について報告を受ける。
- ⑤ 取締役会は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会からリスク管理プログラムの実行状況等について報告を受ける。
- ⑥ 取締役会は、上記の報告に基づき、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、業務の適正を継続的に確保する。

II. 反社会的勢力排除について

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、次の通り、決議した。

1. 当社は、「行動規範」（コンプライアンス基本方針）において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体（以下「反社会的勢力等」という。）には厳しく対処すると定め、全使用人に周知する。
2. 反社会的勢力等からの不当な要求等については、外部の専門機関（顧問弁護士、警察署、特殊暴力防止対策連合会等）と連携し、不当要求等に応じない体制を整えて一層の充実に努める。
3. 反社会的勢力等による不当要求等に対応する使用人の安全を確保する。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めてはおりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	33,270	流 動 負 債	19,372
現金及び預金	13,698	支払手形・工事未払金等	12,175
受取手形・完成工事未収入金等	16,702	短期借入金	400
商品	20	未成工事受入金	2,487
販売用不動産	0	リース債務	20
未成工事支出金	1,618	未払法人税等	1,491
材料貯蔵品	148	預り金	199
繰延税金資産	591	完成工事補償引当金	77
未収入金	292	工事損失引当金	89
その他	389	賞与引当金	543
貸倒引当金	△192	その他	1,886
固 定 資 産	9,036	固 定 負 債	4,817
有 形 固 定 資 産	5,879	長期借入金	800
建物・構築物	829	リース債務	34
機械・運搬具・工具器具備品	446	繰延税金負債	134
土地	4,560	退職給付に係る負債	3,831
リース資産	40	その他	16
建設仮勘定	1	負 債 合 計	24,189
その他	2	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	223	株 主 資 本	18,024
投 資 そ の 他 の 資 産	2,933	資本金	6,052
投資有価証券	831	資本剰余金	2,022
保険積立金	151	利益剰余金	10,500
繰延税金資産	1,593	自己株式	△551
その他	387	その他の包括利益累計額	91
貸倒引当金	△31	その他有価証券評価差額金	282
		退職給付に係る調整累計額	△190
		純 資 産 合 計	18,116
資 産 合 計	42,306	負 債 及 び 純 資 産 合 計	42,306

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	60,578	
その他の事業売上高	125	60,703
売上原価		
完成工事原価	50,808	
その他の事業売上原価	40	50,848
売上総利益		
完成工事総利益	9,770	
その他の事業売上総利益	84	9,854
販売費及び一般管理費		5,656
営業利益		4,198
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	16	
特許関連収入	22	
その他の	19	60
営業外費用		
支払利息	38	
支払保証料	51	
貸倒引当金繰入額	173	
ファクタリング手数料	30	
その他の	59	353
経常利益		3,905
特別利益		
固定資産売却益	32	
投資有価証券売却益	9	41
特別損失		
固定資産除却損	2	
減損損失	978	981
税金等調整前当期純利益		2,965
法人税・住民税及び事業税		1,699
法人税等調整額		△397
少数株主損益調整前当期純利益		1,664
当期純利益		1,664

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日 首残高	6,052	2,022	8,774	△540	16,308
会計方針の変更による累積的影響額			358		358
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,052	2,022	9,133	△540	16,667
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△340		△340
当期純利益			1,664		1,664
自己株式の取得				△10	△10
自己株式の処分		0		0	0
連結範囲の変動			43		43
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	0	1,367	△10	1,357
平成27年3月31日 期末残高	6,052	2,022	10,500	△551	18,024

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年4月1日 首残高	178	△116	61	16,370
会計方針の変更による累積的影響額				358
会計方針の変更を反映した当期首残高	178	△116	61	16,729
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△340
当期純利益				1,664
自己株式の取得				△10
自己株式の処分				0
連結範囲の変動				43
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	104	△73	30	30
連結会計年度中の変動額合計	104	△73	30	1,387
平成27年3月31日 期末残高	282	△190	91	18,116

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

日特建設株式会社
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 三枝 哲 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡部 逸雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日特建設株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日特建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	33,009	流動負債	19,289
現金預金	13,554	支払手形	6,367
受取手形	3,534	工事未払金	5,799
完成工事未収入金	13,101	短期借入金	400
販売用不動産	0	未払金	1,408
未成工事支出金	1,610	リース債	20
材料貯蔵品	148	未払法人税等	1,484
短期貸付金	30	未成工事受入金	2,478
未収入金	139	預り金	177
繰延税金資産	523	賞与引当金	536
その引当金	384	完成工事補償引当金	77
貸倒引当金	△18	工事損失引当金	89
固定資産	9,099	その他	449
有形固定資産	5,990	固定負債	4,527
建物・構築物	890	長期借入金	800
機械装置	354	リース債	34
備品	77	繰延税金負債	134
土地	4,623	退職給付引当金	3,542
リース資産	40	その他	16
建設仮勘定	1	負債合計	23,817
その他	2		
無形固定資産	222	純資産の部	
投資その他の資産	2,885	株主資本	18,008
投資有価証券	831	資本金	6,052
関係会社株	71	資本剰余金	2,022
長期貸付金	3	資本準備金	1,753
長期前払費用	1	その他資本剰余金	269
破産更生債権	29	利益剰余金	10,484
繰延税金資産	1,474	その他利益剰余金	10,484
保険積立金	151	繰越利益剰余金	10,484
その他	351	自己株式	△551
貸倒引当金	△29	評価・換算差額等	282
		その他有価証券評価差額金	282
		純資産合計	18,291
資産合計	42,108	負債及び純資産合計	42,108

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		60,364
完 成 工 事 高		
売 上 原 価		50,695
完 成 工 事 原 価		
売 上 総 利 益		9,668
完 成 工 事 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,522
営 業 利 益		4,146
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	16	
特 許 関 連 収 入	26	
そ の 他	18	63
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38	
支 払 保 証 料	50	
公 開 買 付 関 連 費 用	35	
フ ァ ク タ リ ン グ 手 数 料	30	
そ の 他	12	166
経 常 利 益		4,043
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	32	32
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
減 損 損 失	978	981
税 引 前 当 期 純 利 益		3,093
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,678
法 人 税 等 調 整 額		△336
当 期 純 利 益		1,751

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
平成26年4月1日期首残高	6,052	1,753	269	8,715	△540	16,249
会計方針の変更による累積的影響額				358		358
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,052	1,753	269	9,073	△540	16,607
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△340		△340
当期純利益				1,751		1,751
自己株式の取得					△10	△10
自己株式の処分			0		0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						—
事業年度中の変動額合計	—	—	0	1,410	△10	1,400
平成27年3月31日期末残高	6,052	1,753	269	10,484	△551	18,008

(単位：百万円)

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成26年4月1日期首残高	172	16,421
会計方針の変更による累積的影響額		358
会計方針の変更を反映した当期首残高	172	16,780
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△340
当期純利益		1,751
自己株式の取得		△10
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	109	109
事業年度中の変動額合計	109	1,510
平成27年3月31日期末残高	282	18,291

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

日特建設株式会社
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 三枝 哲 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡部 逸雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日特建設株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

内部統制システムの整備と運用に関しては、継続的に見直しと改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月18日

日特建設株式会社 監査役会

常勤監査役 淀谷 学 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 作本 幸治 ㊟

監査役(社外監査役) 滝口 勝昭 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区東日本橋三丁目10番6号

平和東日本橋ビル 6階会議室

TEL 03 (5645) 5100 (日特建設東京支店事務管理部)

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。



交通案内○都営地下鉄浅草線「東日本橋駅」A4出口より徒歩1分
都営地下鉄新宿線「馬喰横山駅」A1出口より徒歩1分
JR総武本線「馬喰町駅」より徒歩2分
○駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。